

株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令

【表紙】

【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第4項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	長島・大野・常松法律事務所 弁護士 橋元 勉
【住所又は本店所在地】	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
【報告義務発生日】	-
【提出日】	平成22年2月2日
【提出者及び共同保有者の総数(名)】	-
【提出形態】	-
【変更報告書提出事由】	-

第1【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社T & Dホールディングス
証券コード	8795
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京証券取引所、大阪証券取引所

第2【提出者に関する事項】

1【提出者(大量保有者)/1】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド (Orbis Investment Management (B.V.I.) Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 村上 拓
電話番号	03-3288-7000

2【提出者(大量保有者)/2】

(1)【提出者の概要】

【提出者(大量保有者)】

個人・法人の別	法人(外国法人)
氏名又は名称	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド (Orbis Investment Management Limited)
住所又は本店所在地	バミューダHM11ハミルトン、バミューディアナ・ロード34 (34 Bermudiana Road, Hamilton HM11 Bermuda)
事務上の連絡先及び担当者名	東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル 長島・大野・常松法律事務所 弁護士 村上 拓
電話番号	03-3288-7000

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成22年1月29日			
訂正前	第4 提出者及び共同保有者に関する総括表			
	2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳			
	(2) 株券等保有割合			
	発行済株式等総数(株・口) (平成22年1月29日現在)	V	340,740,000	
	上記提出者の株券等保有割合(%) ($T / (U + V) \times 100$)	4.78		
	直前の報告書に記載された株券等保有割合(%)	5.81		
(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳				
提出者及び共同保有者名	保有株券等の数 (総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)		
オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド	5,400,416	1.58		
オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド	10,869,912	3.19		
合 計	16,270,328	4.78*		
* 株券等保有割合の合計は、四捨五入の関係で、必ずしも各株券等保有割合の総和とは一致しない。				

訂正後	第4 提出者及び共同保有者に関する総括表		
	2 上記提出者及び共同保有者の保有株券等の内訳		
	(2) 株券等保有割合		
	発行済株式等総数(株・口) (平成22年1月29日現在)	V	340,740,000
	上記提出者の 株券等保有割合(%) ($T / (U + V) \times 100$)		<u>4.77</u>
	直前の報告書に記載された 株券等保有割合(%)		5.81
	(3) 共同保有における株券等保有割合の内訳		
		保有株券等の数 (総数)(株・口)	株券等保有割合 (%)
	オービス・インベストメント・マネジメント・(ビー・ヴィー・アイ)・リミテッド	5,400,416	1.58
	オービス・インベストメント・マネジメント・リミテッド	10,869,912	3.19
合 計	16,270,328	<u>4.77</u>	
* は削除しました。			